

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
1	H29. 3. 29	H29. 5. 19	東京地方裁判所判決書（不動産取得税賦課処分取消請求事件）（口頭弁論終結日 平成28年9月14日）	15	1					1	1								1	1 事件番号、原告名称（7条1号、2号、6号） 当該事項は事件が特定できる情報であるため、開示すれば裁判所において訴訟記録の閲覧が可能となる。本事件の訴訟記録には、訴外である特定の個人に関する情報が含まれている。よって、当該事項を公にしてしまうと、当該個人識別情報及び本処分で非開示とした情報を開示したのと同様の結果を招くため。 2 判決言渡日、裁判所支部名称、裁判官名、書記官名等（7条1号、2号、6号） 当該情報は、その他の開示された情報やホームページ、法律雑誌等に掲載している情報と照合することにより、請求対象の訴訟事件の特定につながり得る情報であり、公にしてしまうと、請求に対して非開示とした情報や訴訟記録に含まれている訴外の特定の個人に関する情報を開示することと同様の結果を招くため。 3 原告等個人の氏名及び住所（7条2号） 当該事項は特定の個人を識別することができる情報であるため。 4 物件情報（7条6号） 税務調査によって収集したこれらの情報は、公にすることにより、納税者からの信頼が損なわれ、税務調査において任意の協力を得ることができないなど、今後の課税徴収事務に支障を来すおそれがあるため。 5 税額関連情報（7条1号、6号） 当該事項は賦課徴収事務により知り得た秘密であり、これを公にすることが地方税法第22条に抵触するおそれがあるため。また評価額等の、課税標準額、税額を算出する情報は、上記情報を開示することと同様の結果を招くため。さらに税務調査によって収集したこれらの情報は、公にすることにより、納税者からの信頼が損なわれ、税務調査において任意の協力を得ることができないなど、今後の課税徴収事務に支障を来すおそれがあるため。	主税局資産 税部計画課
2	H29. 5. 8	H29. 5. 22	千代田都税務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、平成28年11月1日から平成29年2月28日までの間に、千代田都税務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	56	1															主税局千代 田都税務所 所法人事業 税課	
3	H29. 5. 8	H29. 5. 22	中央都税務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、平成28年11月1日から平成29年2月28日までの間に、中央都税務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	84	1															主税局中央 都税務所 所法人事業 税課	
4	H29. 5. 8	H29. 5. 22	港都税務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、平成28年11月1日から平成29年2月28日までの間に、港都税務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	103	1															主税局港都 税務所 所法人事業 税課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
11	H29.5.8	H29.5.22	八王子都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、平成28年11月1日から平成29年2月28日までの間に、八王子都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	24	1															主税局八王子都税事務所事業税課
12	H29.5.8	H29.5.22	立川都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、平成28年11月1日から平成29年2月28日までの間に、立川都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	36	1															主税局立川都税事務所事業税課
13	H29.5.9	H29.5.23	東京都渋谷区〇〇〇丁目〇〇番〇〇 平成29年度 土地課税台帳	1	1					1	1				1				1住所、氏名又は名称 (1) 対象文書が個人に関する情報である場合 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため。(7条2号) (2) 対象文書が法人の財産に関する情報である場合 法人の財産に関する情報であり、公にすることにより、財産情報が明らかになることから、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。(7条3号) (3) 税務調査で知り得た内容であり、公にすることで、納税者との信頼関係が損なわれ、今後の調査に協力が得られなくなるおそれがあり、行政運営に支障をきたすため。(7条6号) 2 現況地目、現況地積、根拠条文、平成29年度価格、課税標準の特例額、比準課税標準額、固定資産税課税標準額、都市計画税課税標準額 (1) 対象文書が個人に関する情報である場合 個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、特定の個人を識別することはできないが、個人の権利利益を害するおそれがあるため。(7条2号) (2) 対象文書が法人の財産に関する情報である場合 法人の財産に関する情報であり、公にすることにより、財産情報が明らかになることから、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。(7条3号) (3) 税務調査で知り得た内容であり、公にすることで、納税者との信頼関係が損なわれ、今後の調査に協力が得られなくなるおそれがあり、行政運営に支障をきたすため。(7条6号)	主税局渋谷都税事務所固定資産税課
14	H29.5.9	H29.5.23	東京地方裁判所判決書(納付通知処分取消等請求事件) (口頭弁論終結日 平成28年10月4日)	30	1					1	1				1				(条例7条2号)事件番号、判決言渡日、裁判官名、書記官名、原告氏名、住所、滞納者名、訴外関係人氏名等は訴訟事件や個人、法人の特定がなされる又は、特定がなされる可能性が高い情報であるため。 (条例7条3号)事件番号、判決言渡日、裁判官名、書記官名、原告氏名、住所、滞納者名、訴外関係人氏名等は公にすることにより、当該個人又は法人の権利利益、競争上の地位又は事業運営上の地位その他社会的な地位を損うおそれがあるため。 (条例7条6号)差押財産内容、滞納金額、第三債務者名等は東京都が税務調査により取得した情報であり、納税者及び第三債務者しか知り得ない情報である。公にすることにより、納税者及び調査先である第三者からの信頼が損われ、今後の調査協力が得られなくなる等、徴収事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。	主税局徴収部機動整理課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
15	H29. 5. 17	H29. 5. 30	「土地（補充）課税台帳の改写について（通達）」（57主資一第2号）（別添資料のすべてを含む。）	17	1															主税局資産税部固定資産評価課
16	H29. 5. 8	H29. 5. 31	(1) 売却区分番号第171号の不動産鑑定評価書 (2) 売却区分番号第171号の見積価額算定資料	63	1						1	1	1		1					主税局徴収部機動整理課

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。

・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。